



		<p>(3) 基準省令ただし書きの適用をうける者の場合</p> <p>① 過去 1 年間に従事した業務内容及び地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の期間の文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>② 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料</p> <p>ア 同一の法人内の転勤の場合 外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事務所を有することを明らかにする資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>イ 日本法人への出向の場合 当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>ウ 日本に事務所を有する外国法人への出向の場合 ・当該外国法人の支店の登記事項証明書等当該外国法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通 ・当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>7 業務内容を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>① 勤務先等の沿革、役員、組織、業務内容(主要取引先と取引実績を含む。)等が詳細に記載された案内書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>② その他の勤務先等の作成した上記①に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>③ 登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p>	
		<p>8 直近の年度の決算文書の写し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p>	<p>8 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>9 前年度分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料</p> <p>(1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>(2) 上記(1)を除く機関の場合</p> <p>① 給与支払事務所等の開設届出書の写し・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>② 次のいずれかの資料</p> <p>ア 直近 3 ヶ月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収日付印のあるものの写し)・・・・・・・・・・・・ 1 通</p> <p>イ 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通</p>

\* 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことで

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から 3 ヶ月以内のものを提出してください。

\*\* 身分を証する文書(会社の身分証明書等)・・・・・・・・・・・・・・ 提示

上記については、代理人、申請取次者又は法定代理人が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。

**\*\* このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。 \*\***

**留意事項**

- 1 在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ((<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>))の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。